

賛助会員申し込み

(目的)

第1条

本規定は、一般社団法人「日本乳幼児教育・保育者養成学会」定款第6条の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条

賛助会員とは、この法人の目的に賛同して入会した活動を支援しようとする個人及び企業等（法人・団体）とする。

(資格)

第3条

賛助会員として入会しようとする者は、一般社団法人「日本乳幼児教育・保育者養成学会」理事長（以下、「理事長」という）に賛助会員申込書を提出するものとする。

2、賛助会員申込書の提出(入会時)、年度毎の会費の納入及び理事長の承認をもって、当該年度の賛助会員とする。

(賛助会費)

第4条

賛助会員は、年度毎に、30,000円の賛助会費を納入することとする。

(情報提供)

第5条

賛助会員に対し、次の情報提供等を行うこととする。

- (1) 本学会が行う各種事業の情報提供
- (2) 本学会が発行する学会誌、刊行物の提供
- (3) 大会プログラム広告掲載、ただし、掲載順番は、事務局による抽選により決定する。
- (4) 大会における書籍販売や機材展示、ただし、展示場所は、事務局による抽選により決定する。

(資格の喪失)

第6条

賛助会員は、年度内に賛助会費を納入しない場合は、その資格を失う。

(その他)

第7条

本要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。